

第2章 労働委員会の活動状況

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等の開催状況

1 会議等の概要

労働委員会の会議には、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び労働委員会規則第5条第5項の規定による小委員会などがあるほか、同規則第86条の規定により各労働委員会相互の連絡と調整を図る目的から、ブロック別や全国規模の各種連絡会議が設けられている。

(1) 委員会運営

ア 総会

公・労・使の委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項の審議を始めとして、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会などの報告を受け、労働委員会としての活動を総合的に判断し、適切な運営を行うことを目的として開催される。

本県においては、労働委員会規則第4条第1項に基づき、原則として毎月2回（第2及び第4木曜日）開催しており、令和6年は19回開催された。

イ 小委員会

総会の議決又は会長の専決により設置するもので、総会の付議事項中の特定事項について事実の調査、審議等を行うことを目的として開催される。

なお、令和6年中、小委員会は設置されなかった。

(2) 審査関係

ア 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により公益委員のみの権限とされている準司法的、判定的機能を果たすために、公益委員のみで行う会議であり、会長の招集により開催される。

公益委員会議では、労働組合の資格審査に関する事項、不当労働行為に関する事項、争議行為予告違反の処罰請求に関する事項及び認定・告示に関する事項を審議決定する。

公益委員会議は、必要に応じて随時開催されており、令和6年は16回開催された。

(3) 調整関係

ア 調停委員会

調停委員会は、会長が指名する公・労・使の三者（労・使各側の調停委員は同数）を代表する調停委員から構成され、労働争議の調停を行う（労調法第19条、第21条）。

当労働委員会では、平成9年を最後に、調停委員会は設置されていない。

イ 仲裁委員会

仲裁委員会は、3名以上の奇数の仲裁委員により構成され、労働争議の仲裁を行う（労調法第31条）。仲裁委員は、公益委員のうちから、①関係当事者が合意により選定した場合はその者を、②合意により選定されなかった場合は会長が関係当事者に意見を聴いて、会長が指名する（労調法第31条の2）。

当労働委員会では、昭和47年を最後に、仲裁委員会は設置されていない。

※ 労働委員会が行う調整には、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つの方法があるが、近年は専ら簡易で弾力的な方法である「あっせん」が利用されている。

(4) 各種連絡会議

労働委員会相互間の連絡を密にし、判例・事例の研究、意見交換及び経験交流を重ね事務処理の統一と調整を図る目的から、各種会議が開催されている。令和6年の開催状況は次のとおり。

【現地開催】

- ・全国労働委員会連絡協議会総会
- ・全国労働委員会公益委員連絡会議
- ・全国労働委員会会長連絡会議
- ・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（春季・秋季の2回）
- ・関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（春季・秋季の2回）
- ・関東ブロック労働委員会会長連絡会議（関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（秋季）と併せて開催）
- ・全国労働委員会事務局長連絡会議
- ・全国労働委員会事務局調整主管課長会議
- ・全国労働委員会事務局審査主管課長会議

【不開催（議題の提出がなかったため）】

- ・関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議（議題がある場合のみ開催）
- ・関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議（同上）

(5) 委員参加研修等

- ・労使関係セミナー（計3回開催されたうち、令和5年度第3回及び令和6年度第1回に参加）
- ・公労使委員合同研修
- ・公労使委員個別紛争専門研修